

# 兵庫県公報

平成22年6月11日 金曜日 第2191号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
<b>公 告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示（新行政課）	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	5
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	5
<b>正 誤</b>	
○ 平成22年3月31日付け兵庫県公報第8号外中	6
○ 平成22年3月31日付け兵庫県公報第11号外中	6
○ 同上	6

## 告 示

### 兵庫県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 兵庫県鮎屋川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理事	藤本 健次郎	洲本市宇原910番地1
同	沖津 隆	同 市大野11番地
同	藤田 一行	同 市金屋231番地2
同	静川 叶	同 市前平78番地
同	細川 雄三	同 市池田238番地
同	速水 進	同 市木戸213番地
同	坂本 隆博	同 市新村36番地
同	川 茂男	同 市池内3番地
同	矢尾田 勝	同 市鮎屋354番地
同	廣地 宏	南あわじ市広田広田477番地2
同	谷口 勝	同 市中条中筋289番地
同	糸川 和央	同 市中条中筋719番地
同	不動 博文	同 市中条徳原422番地
同	蔭山 和敏	同 市山添697番地
同	井上 敏雄	同 市広田広田196番地1

監 事	狩 野 隆 史	洲本市納390番地
同	玉 井 伯 明	同 市物部二丁目12番6号
同	森 脇 忠 行	南あわじ市広田中筋975番地2

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 2 笹野土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

藤 本 健次郎

宮 下 萬 米

静 川 叶

細 川 雄 三

清 水 敏 正

小 川 正 孝

中 村 益 幸

狩 野 隆 史

矢尾田 勝

谷 池 正 明

廣 地 宏

藤 江 義 和

糸 川 和 央

不 動 博 文

蔭 山 和 敏

小 林 俊 宜

高 橋 孝 夫

玉 井 伯 明

武 田 至 弘

住 所

洲本市宇原910番地1

同 市大野1281番地

同 市前平78番地

同 市池田238番地

同 市木戸509番地2

同 市新村224番地

同 市池内755番地

同 市納390番地

同 市鮎屋354番地

同 市金屋904番地

南あわじ市広田広田477番地2

同 市広田中筋245番地

同 市中条中筋719番地

同 市中条徳原422番地

同 市山添697番地

同 市広田中筋778番地

洲本市金屋93番地5

同 市物部二丁目12番6号

南あわじ市中条中筋1222番地

住 所

たつの市新宮町上笹1144番地1

同 市新宮町上笹426番地1

同 市新宮町下笹280番地1

同 市新宮町下笹381番地

同 市新宮町上笹723番地

同 市新宮町上笹452番地1

同 市新宮町下野397番地

同 市新宮町下野334番地

同 市新宮町下野162番地

同 市新宮町下笹279番地

同 市新宮町上笹920番地

住 所

たつの市新宮町上笹1144番地1

同 市新宮町上笹716番地1

同 市新宮町上笹436番地

同 市新宮町上笹426番地1

同 市新宮町下笹280番地1

同 市新宮町下笹279番地

同 市新宮町下野117番地1

同 市新宮町下野408番地

同 市新宮町下野162番地

同 市新宮町上笹1203番地2

同 森 本 豊 同 市新宮町下笹381番地

**3 御津西部土地改良区**

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理 事 山 本 久 夫 たつの市御津町黒崎214番地7

就任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理 事 野 本 博 行 たつの市御津町黒崎181番地

**4 平野土地改良区**

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理 事 土 井 巖 三田市下相野1418番地3

同 西 本 隆 好 同 市下相野1187番地

同 青 野 悦 夫 同 市下相野1416番地

同 藪 田 明 同 市下相野1741番地1

同 吉 井 福 徳 同 市下相野1534番地66

監 事 佐 原 光 久 同 市下相野1416番地

同 川 邊 元 同 市下相野1416番地

就任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理 事 佐 原 光 久 三田市下相野1416番地

同 西 本 隆 好 同 市下相野1187番地

同 青 野 悦 夫 同 市下相野1416番地

同 藪 田 明 同 市下相野1741番地1

同 吉 井 福 徳 同 市下相野1534番地66

監 事 竹ヶ鼻 啓 維 同 市下相野1416番地

同 川 邊 元 同 市下相野1416番地



**兵庫県告示第655号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成22年6月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
笹野土地改良区	平成22年5月20日
照来土地改良区	同 月19日



**兵庫県告示第656号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年6月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所

南あわじ市	東沖田地区	平成22年6月11日から 同 年7月1日まで	南あわじ市 三原庁舎
-------	-------	---------------------------	---------------



**兵庫県告示第657号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間  
平成22年5月28日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市西長洲町2丁目ほか



**兵庫県告示第658号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点移設）
- 2 作業期間  
平成22年5月21日から同月31日まで
- 3 作業地域  
加古川市平岡町地内



**兵庫県告示第659号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成22年2月12日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市富松町地区、七松町地区、水堂町地区及び立花町地区

**公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成22年6月11日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
総務事務システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局新行政課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
高知電子計算センター／神戸デジタル・ラボ連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
83,536,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年6月11日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

- 1 病院及び介護老人保健施設の表尼崎市の項中

「

医療法人財団 済美会 総合病院昭和病院	同 市西難波町6丁目2-15
---------------------	----------------

を

「

医療法人財団 済美会 昭和病院	同 市潮江1丁目3-43
-----------------	--------------

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年6月11日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩

- 表西脇市の項中

「

西脇市コミュニティセンター比延地区会館	西脇市鹿野町720-1
---------------------	-------------

」

を  
「

西脇市コミュニティセンター比延地区会館	西脇市鹿野町720-1
西脇市コミュニティセンター黒田庄地区会館	西脇市黒田庄町前坂2140

」

に改める。

正 誤

○平成22年 3 月 31 日 付 け（兵庫 県 公 報 第 8 号 外）  
兵庫 県 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則（平成22年兵庫 県 規 則 第 27 号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	上から 9	第33条の 3	第33条の 3 の見出しを「（自動車税の減免に関する書類）」に改め、同条

~~~~~

○平成22年 3 月 31 日 付 け（兵庫 県 公 報 第 11 号 外）  
企 業 庁 組 織 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 管 理 規 程（平成22年兵庫 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 3 号）中

| (ページ) | (行)    | (誤)                                     | (正)                                             |
|-------|--------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 3     | 下から 16 | 第 4 条 を 次 の と お り 改 め る。                | 第 4 条 を 次 の と お り 改 め る。<br>(本庁の内部組織)           |
| 6     | 上から 8  | 公 営 企 業 管 理 者 職 務 代 理 者 印 及 び 企 業 庁 長 印 | 公 営 企 業 管 理 者 職 務 代 理 者 印、企 業 庁 長 印 及 び 企 業 庁 印 |

~~~~~

○平成22年 3 月 31 日 付 け（兵庫 県 公 報 第 11 号 外）  
企 業 庁 処 務 規 程 等 の 一 部 を 改 正 す る 管 理 規 程（平成22年兵庫 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 4 号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	上から 8	同 部 準 備 品 目 費	同 部 準 備 品 費